

論文審査の結果の要旨

令和 2 年 2 月 12 日

課程博士 論文博士	臨床教育学	(ふりがな) 学位請求者氏名	たなか ゆうや 田中 佑弥
論文 題目	学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程 — 1960～1980年代を中心に—		
審査員 (3名以上)			
主査氏名 印	副査氏名 印	副査氏名 印	
安東 由則 印	松下 良平 印	高山 龍太郎 印	
論文審査要旨			
<p>「学校に行かない子ども」(著者は、登校拒否や不登校といった既存の用語、枠に囚われないよう、この言葉を使用した)に対する文部省の認識と対応は、1992年の文部省通知によって大きな転換を迎えた。文部省は「生徒本人の性格傾向」を中心に置いた認識から、「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」との認識に大きく転換し、これに伴いフリースクールなどの民間の教育施設も、公教育を補完するものとしてではあるが公的に認められるようになったのであり、今日もこの認識が基盤となって様々な施策が実行されている。</p> <p>本研究は、「学校に行かない子ども」を対象とする研究が始められた1960年代から、文部省が認識転換を表明した1992年までを対象期間とし、行政の認識を変化させるに至る歴史的経緯を跡付け、影響を与えた社会的要因、個別的要因とそれら相互の影響関係を明らかにすることを目的とするものである。これまで断片的、一面的にしか記述されてこなかった「学校に行かない子ども像」の変容過程を、社会構築主義的な観点から、総合的に検証しようとする研究と位置付けられる。研究方法としては文献研究が中心であり、関連図書、行政資料、各種学会誌、新聞、民間団体の雑誌や報告書など幅広く渉猟して貴重な資料を掘り起こした。さらに、著者が不登校研究グループと共同で取り組んでいる不登校運動のキーパーソンへのインタビュー結果も一部取り入れている。</p> <p>論文は序章、二部構成の本論、終章から構成される。第I部の1～3章では1960年代から1980年代における「学校に行かない子ども」をめぐる社会的状況とその認識の変化を概観した。社会状況の流れを踏まえ、続く第II部の4～6章では、認識の変化に大きな影響を与えたキーパーソンの言説や中心的機関の活動に焦点を当てた分析を行った。各章の概要は以下の通り。</p> <p>まず序章では、研究の目的と意義、方法、「学校に行かない子ども」という用語の定義と、それを使用する理由を述べるとともに、登校拒否や不登校に関する先行研究を精神医学と教育社会学分野を中心にレビューし、さらにフリースクールに関する先行研究についても整理した。</p> <p>第I部の1章では、1960年代に精神医学領域において「学校に行かない子ども」が、少数例ではあるが臨床的、学問的な対象とされていき、曖昧ながら「病気」(その子を病気とは言えないが、当事者が困り、医者として関わる必要を感じる)だと認識されていった過程を、児童精神医学会や心理職の行政職員らの言説や対応事例から記述した。2章では、1970年代における大学進学率の高まりや「教育課程の現代化」の中で、小中学校での「落ちこぼし」が社会問題化される過程を辿るとともに、こうした問題に対応するため民間団体(例えば雑誌『ひと』)や補習塾、母親を含むネットワーク(「わかる子をふやす会」など)が形成されたこと、補習塾の一部は「学校に行かない子ども」を受入れていた事実(例えば八杉晴実らによる「学校</p>			

外で学ぶ子の支援塾全国ネット」発足)を掘り起こし、学校外での民間による支援・対応が始まったことを確認した。続く3章では1980年代を中心に取り上げた。1970年代終わりから管理教育や校内暴力、いじめ等の問題が噴出した学校教育に対する異議申し立てが活発に行われるようになり、ジャーナリストによる海外のフリースクール紹介が大きな反響を呼ぶなど、既存の学校教育を批判し、新しい教育のあり方を希求する声が大きくなっていった社会的な流れを記述した。

第II部では、重要な人物と出来事に焦点を当てた分析と検討が行われた。まず4章では、国立国府台病院の医師・渡辺位を取り上げた。臨床経験を通じて、不登校の原因を子ども本人や保護者に帰する従来の考え方に疑問をもち、子どもが学校に行かないことへの理解を保護者に求めようとする新たな認識へと変容した渡辺が、保護者たちの自助グループ「希望会」を病院内に立ち上げた過程を記述した。さらに、その会に母親として参加し、この経験を基盤として後に東京シューレを立ち上げる奥地圭子の言説を分析している。「不登校は病気じゃない」と主張し、運動を引っ張っていくようになる原点が「希望会」にあることを指摘した。続く5章では、朝日新聞夕刊(1988年9月)に掲載された医師・稲村博による登校拒否児治療に関する記事と、それに対する反論(日本児童青年精神医学会「子どもの人権に関する委員会」、奥地らによる「登校拒否を考える緊急集会」など)が、「学校に行かない子ども」の認識と対応を巡る論争の契機となり、重要なターニングポイントとなったことを確認した。これにより、従来の「学校に行かない子ども」に対する認識とそれに基づく治療の問題点を広く社会に知らしめることとなった。6章においては、文部省が方向転換を公表することとなる1989年発足の「学校不適応対策調査協力者会議」の議論とそれへの影響要因(三つの不登校調査報告:東京シューレ、法務省、森田洋司)の関係が議論された。協力者会議の最終報告書の分析では、1)フリースクールの活用が盛り込まれ、教育行政に位置づけられたが、学校復帰のための民間相談指導機関に留まる結果となった点、2)「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」との新たな認識は、学校に行かなくなった子どもだけでなく、全ての児童生徒が学校不適応の未然防止策の対象となった点、を指摘した。

本研究のまとめである終章では、文部省の認識が「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」へと大きく舵を切った要因とその相互作用を考察し、「(親や支援者を含む)当事者たちの活動」「オルタナティブ教育への関心の高まり」「学校不適応対策調査研究協力者会議への多様な関与」の三点からまとめ、最後に今後の研究や対応・支援へのインプリケーションを提示した。

本研究は、次のような点で評価することができる。

第一に、「学校に行かない子ども」が“問題”として認識され始め、“社会的な問題”となり、さらに学校に行かないことへの文部省の認識が、個人の「病気」や「性格的なもの」から「誰にも起こりうるもの」へと大きく転換していった約30年間の過程を、社会状況の変化を踏まえながら、具体的な個人々の言説資料に基づき再構成しようとしている点である。

第二に、行政資料だけでなく、親を含む当事者やその支援者ら多様な人々の言説を、領域横断的に各種史資料から拾い上げて認識変容の過程に位置づけ、評価している点である。例えば、国府台病院の「希望会」の活動に焦点を当て、その活動とメンバーたちが与えた影響を再評価している点は重要である。

第三に、認識の変化に影響を与えたと思われる個人々の要因の解明に終わらず、要因間の重層的な相互作用を分析しようと試み、文部省の報告書は多様な意見の妥協の産物であり、両義的になったと指摘するなど、その一端を明らかにした点である。

第四に、2016年に「教育機会確保法」が制定され、「学校に行かない子ども」への新たな支援の段階に入った今日において、今後の対策を考えるための基礎資料となり、枠組みを提示する点である。

以上、審査の結果、本論文の筆者は博士(臨床教育学)の学位を授与される資格があるものと認める。